

農林水産省訓令第13号

我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続を次のように定める。

平成20年3月31日

農林水産大臣 若林 正俊

我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続

(目的)

第1条 この訓令は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第37条に定める指定検疫物について、要請国から輸入に関する要請を受けた場合の農林水産省における検討に係る標準的手続を定めることにより、国際的な基準を考慮しつつ、手続の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 「動物検疫当局」とは、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び動物検疫所をいう。
- (2) 「家畜衛生条件」とは、指定検疫物の輸入に際し、動物検疫上の観点から、我が国が相手国に求める条件をいう。
- (3) 「要請国」とは、指定検疫物について我が国への輸入解禁又は家畜衛生条件の設定若しくは改訂を希望する旨を要請した国をいう。
- (4) 「質問票」とは、要請国からの要請を検討するために必要な情報の提出を相手国に求めるため、当該情報の項目を列挙した文書をいう。
- (5) 「リスク評価」とは、監視伝染病の病原体が我が国に侵入、定着及びまん延することにより家畜衛生上及び経済上の影響が生じる蓋然性並びにその予想される影響の程度についての評価をいう。
- (6) 「農林水産省ホームページ」とは、農林水産省が運営するホームページをいう。
- (7) 「家畜衛生管理体制」とは、要請国の政府が直接に又はその指導の下、家畜の伝染性疾病の発生状況の監視その他の動物衛生に関する措置を実施する体制をいう。

(要請の受付)

第3条 指定検疫物について我が国への輸入解禁又は家畜衛生条件の設定若しく

は改訂を希望する国が、動物検疫当局に対し、その旨を要請してきた場合には、動物検疫当局は、要請国に対し、当該要請の内容を確認するとともに、当該要請を受けた場合の農林水産省における検討の手続を説明するものとする。また、当該要請の内容に応じた質問票を作成し、要請国に送付するものとする。

2 要請国から当該要請に係る書簡及び質問票の全ての項目に対する回答（以下「要請文書」という。）が提出された場合において、当該要請文書に不備があると認めるときは、動物検疫当局は、その補正を求めるものとする。

3 動物検疫当局は、当該要請文書に不備がないと認めるときは、当該要請文書を受け付け、要請国にその旨を通知するとともに、要請国、要請文書を受け付けた日及び要請に係る指定検疫物を遅滞なく農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。

（家畜衛生管理体制の評価）

第4条 動物検疫当局は、必要な場合には、要請国の家畜衛生管理体制の評価を行うものとする。

2 動物検疫当局は、前項の評価の過程で、情報が不十分又は新たな情報が必要と認められた場合には、要請国への資料の要求、現地調査等の方法により当該情報の収集に努めるものとする。

3 動物検疫当局は、第1項の評価の結果を、農林水産省における検討に活用するものとする。

（リスク評価）

第5条 動物検疫当局は、監視伝染病の病原体が不活化されていることが明らかでない場合その他の当該要請に係るリスク評価を行う必要がないと認められた場合を除き、リスク評価を行うものとする。

2 動物検疫当局は、リスク評価の過程で、情報が不十分又は新たな情報が必要と認められた場合には、要請国への資料の要求及び現地調査等の方法により当該情報の収集に努めるものとする。

（要請の評価の結果の通知）

第6条 動物検疫当局は、当該要請についてのリスク評価を終了したときは、その結果を要請国に通知するとともに、その概要を農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。

（家畜衛生条件の決定）

第7条 動物検疫当局は、リスク評価を行った場合においては、その結果に基づき、適当と認められる場合は、法に基づく農林水産省令の改正その他の所要の措置を行った上で、家畜衛生条件を決定し、要請国に対し通知するとともに、家畜衛生条件を設定した旨を遅滞なく農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。また、我が国への輸入解禁又は家畜衛生条件の設定若しくは改

訂を行うことが適当と認められない場合にあつては、要請国に対しその理由を通知するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、施行日前に要請文書を受け付けた要請及び食品安全委員会が食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条に規定する食品健康影響評価を行う要請には、適用しない。